

新エネルギー車への車両購入税の減免延長

財政部、国家税務総局、工業情報化部は 2023 年 6 月 19 日、「新エネルギー車に対する車両購入税の減免政策延長と改善に関する公告」（財政部・税務総局・工業情報化部公告 2023 年第 10 号、以下「本公告」）を発表しました。本公告は、新エネルギー車産業の発展支援および自動車消費の促進を目的として前政策を延長し、また一部車種には免税額の上限を設定しました。

<本公告の概要>

新エネルギー車^{※1}に対する車両購入税の減免政策延長と改善

購入日	車両購入税
2024 年 1 月 1 日～ 2025 年 12 月 31 日	<u>全額免除</u> (乗用車 ^{※2} の場合、1 台当たり 3 万元を上限とする)
2026 年 1 月 1 日～ 2027 年 12 月 31 日	<u>半額免除</u> (乗用車の場合、1 台当たり 1.5 万元を上限とする)

- 購入日は、自動車販売時の専用発票や関税納付書などの証明書の発行日に基づいて確定される
- 車両購入税減免の適用対象車種は「車両購入税を減免する新エネルギー車の車種リスト」に掲載されており、リスト中の新エネルギー車を購入する際に、規定に従い、車両購入税の減免優遇を受けることができる

※1 新エネルギー車とは、新エネルギー車の技術要件に適合する電気自動車、プラグインハイブリッド車（レンジエクステンダー式を含む）、燃料電池車を指す

※2 乗用車とは、主に乗客と手荷物、および（または）一時的な物資の輸送用に使用設計された、運転席を含めて最大定員 9 名の新エネルギー車を指す

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心11階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区興義路8号
上海万都中心12階 1、12、13号
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心15階15T21室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号
北京嘉里中心北楼16階1601号室
TEL : 86-(10)-5920-4500
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市前進東路399号
台協国際商務広場2001-2005室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市下城区延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西岗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記QRコードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。